

企業会計基準公開草案第8号

連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準(案)

平成17年8月30日

企業会計基準委員会

目次	項
目的	1
会計基準	4
範囲	4
表示区分	5
表示方法	7
株主資本の各項目	7
株主資本以外の各項目	9
注記事項	10
中間連結株主資本等変動計算書等の作成	11
適用時期等	12
結論の背景	14
検討の経緯	14
表示区分及び表示方法	18
注記事項	22
中間連結株主資本等変動計算書等の作成	23
適用時期等	24

目的

1. 本会計基準は、連結株主資本等変動計算書及び株主資本等変動計算書（以下「連結株主資本等変動計算書等」という。）の作成及び表示方法等を定めることを目的とする。連結株主資本等変動計算書等は、連結貸借対照表及び貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するために作成するものである。
2. 連結株主資本等変動計算書等の会計基準に関して、既存の会計基準と異なる取扱いを定めているものについては、本会計基準の取扱いが優先することとなる。
3. 平成 17 年 8 月 30 日に、本会計基準を適用する際の指針を定めた企業会計基準適用指針公開草案第 11 号「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準の適用指針（案）」が公表されているため、本会計基準の適用にあたっては、当該適用指針も参照する必要がある。

会計基準

範囲

4. 本会計基準は、すべての会社の連結財務諸表及び個別財務諸表に適用する。

表示区分

5. 連結株主資本等変動計算書等の表示区分は、企業会計基準公開草案第 6 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」に定める連結貸借対照表及び貸借対照表の純資産の部の表示区分に従う。
6. 連結株主資本等変動計算書等に表示される各項目の前期末残高及び当期末残高は、前期及び当期の連結貸借対照表及び貸借対照表の純資産の部における各項目の期末残高と整合したものでなければならない。

表示方法

株主資本の各項目

7. 連結貸借対照表及び貸借対照表の純資産の部における株主資本の各項目は、前期末残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は変動事由ごとにその金額を表示する。
8. 連結損益計算書の当期純利益（又は当期純損失）は、利益剰余金の変動事由として、損益計算書の当期純利益（又は当期純損失）は、その他利益剰余金の変動事由として表示する。

株主資本以外の各項目

9. 連結貸借対照表及び貸借対照表の純資産の部における株主資本以外の各項目は、前期末残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は純額で記載する。ただし、当期変動額について主な変動事由ごとにその金額を表示(注記による開示を含む。)することができる。

注記事項

10. 連結株主資本等変動計算書等には、次に掲げる注記事項を開示する。
- (1) 株主資本等変動計算書の注記事項
 - ① 発行済株式の種類及び総数に関する事項
 - ② 自己株式の種類及び株式数に関する事項
 - ③ 配当に関する事項
 - (2) 連結株主資本等変動計算書の注記事項
自己株式の種類及び株式数に関する事項

中間連結株主資本等変動計算書等の作成

11. 中間連結株主資本等変動計算書及び中間株主資本等変動計算書（以下「中間連結株主資本等変動計算書等」という。）は、連結株主資本等変動計算書等に準じて作成する。

適用時期等

12. 本会計基準は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）施行期日以後終了する事業年度から適用する。ただし、中間連結株主資本等変動計算書等については、会社法施行期日以後終了する事業年度の翌中間会計期間から適用するものとし、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する中間会計期間から適用することを妨げないものとする。
13. 本会計基準の適用に伴い、損益計算書の末尾は当期純利益（又は当期純損失）、中間損益計算書の末尾は中間純利益（又は中間純損失）とする。

結論の背景

検討の経緯

14. これまで、個別財務諸表においては、当期末処分利益の計算が損益計算書の末尾で表示され、株主総会における利益処分（又は損失処理）の結果を受けて、利益処分計算書（又は損失処理計算書）が開示されてきた。

連結財務諸表においては、資本剰余金及び利益剰余金の変動を表すものとして連結剰余金計算書が開示されてきた。

15. テーマ協議会からの提言書（平成 13 年 11 月 12 日）において、近年の会計基準の新設又は改正により、資本の部に直接計上される項目（その他有価証券評価差額金、為替換算調整勘定等）が増えていること、また、商法改正により、自己株式の取得、処分及び消却等、資本の部の変動要因が増加していることなどから、ディスクロージャーの透明性確保のために、株主の持分の変動に関する開示制度の導入が望まれるとされており、このような計算書については、当委員会でも採り上げるべき検討課題とされた。

さらに、国際的には、「株主持分変動計算書」が財務諸表の 1 つとして位置付けられている。

16. こうした中、平成 17 年 7 月 26 日に公布された会社法では、すべての株式会社は、貸借対照表及び損益計算書に加え、株主の持分の変動を示す計算書を作成し、これらの計算書類を株主に送付しなければならないこととされた（会社法第 435 条第 2 項及び「会社法制の現代化に関する要綱」）。これは、会社法において、株式会社は、株主総会又は取締役会の決議により、いつでも剰余金の配当を決定でき、また、資本の部（純資産の部）の計数をいつでも変動させることができることとされたため、貸借対照表及び損益計算書だけでは、資本金、準備金及び剰余金等の数値の連続性を把握することが困難となるためである。

17. このような状況を考慮し、当委員会では、これらの問題に対する審議を行い、今般、「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準」の公開草案をとりまとめ、広く各界からの意見を求めることとした。

なお、当委員会では、平成 17 年 8 月 10 日に企業会計基準公開草案第 6 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 9 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（案）」（以下あわせて「企業会計基準公開草案第 6 号等」という。）を公表した。本公開草案は、企業会計基準公開草案第 6 号等を受けて作成されている。

表示区分及び表示方法

18. 連結株主資本等変動計算書等に記載すべき項目の範囲については、主として、以下の 2 つの考え方がある。

(1) 純資産の部のすべての項目とする考え方

(2) 純資産の部のうち、株主資本のみとする考え方

(1)は、資産と負債の差額である純資産について、国際的な会計基準では、株主資本以外の項目についても、一会計期間の変動を開示する考え方であるため、新たな会計基準を開発する場合には、国際的な会計基準との調和を重視すべきとの考えを主な論拠とする。また、評価・換算差額等の残高が大きい場合には、その変動が将来の株主資本の変動に大きな影響を与える可能性があり、その変動事由を示すことも財務諸表利用者にとって有用な場合があるという意見がある。

一方、(2)は、財務報告における情報開示の中で、財務諸表利用者にとって特に重要な情報は投資の成果を表す利益の情報であり、当該情報の主要な利用者であり受益者である株主に対して、当期純利益とこれを生み出す株主資本との関係を示すことが重要であるとの考えを主な論拠とする。

このほか、(2)を支持する意見としては、会社法のもとで必要となる開示項目は株主資本の各項目で足りると解されること、現時点では当期純利益を超える有用性が確認されていないといわれる包括利益を示すことが必ずしも必要とはいえないこと、親会社説に基づく報告主体の所有者への情報提供を一義的なものと考えれば、子会社の少数株主や新株予約権者との取引を変動事由ごとに開示する重要性は相対的に低いと考えられること、さらに、以上の考えの中で、現行の連結剰余金計算書等と大きく異なる財務諸表の作成を企業に要請することに対する事務負担への懸念などが挙げられる。

19. 本会計基準では、このような考え方を踏まえ、開示項目の範囲については、国際的調和等の観点から純資産の部のすべての項目とするものの、株主資本とそれ以外の項目とでは情報の有用性が異なることなどから開示内容に差異を設けることとした。具体的には、株主資本の各項目については、変動事由ごとにその金額を表示することとし、株主資本以外の各項目は、原則として、当期変動額を純額で記載することとした。

ただし、これは純資産の部における株主資本以外の各項目について変動事由ごとにその金額を記載することを妨げる趣旨ではないため、重要性等を勘案の上、企業の判断により、株主資本以外の各項目についても主な変動事由及びその金額を連結株主資本等変動計算書等に表示（注記による開示を含む。）することができることとした（第9項ただし書き参照）。

20. 計算書の名称については、純資産の部のすべての項目を開示対象としているものの、主として、株主資本の各項目の変動を示すものとしていることから「（連結）株主資本等変動計算書」とした。

なお、「株主持分変動計算書」という名称も検討対象としたが、我が国において「株主持分」そのものが定義されておらず、貸借対照表の純資産の部の表示区分とも異なることから採用していない。

21. 連結株主資本等変動計算書等の表示区分は、連結貸借対照表及び貸借対照表の純資産の部の表示区分に従うこととし（第5項参照）、各項目の前期末及び当期末の残高

について、連結貸借対照表等の純資産の部における各項目の期末残高との整合を定めた（第6項参照）。また、連結損益計算書及び損益計算書の当期純利益（又は当期純損失）を利益剰余金（又はその他利益剰余金）の変動事由として表示することとした（第8項参照）。これは、連結株主資本等変動計算書等が財務諸表の1つであり、財務諸表間での開示項目及び金額の整合が必要であるためである。

注記事項

22. 連結株主資本等変動計算書等の注記事項は、これまで財務諸表等で記載されてきた事項に加え、国際的な会計基準で求められている注記事項にも配慮し、発行済株式の種類及び総数、自己株式の種類及び株式数並びに配当に関する事項とした。

中間連結株主資本等変動計算書等の作成

23. 中間連結会計期間及び中間会計期間においても、他の中間連結財務諸表及び中間財務諸表と同様に、中間連結株主資本等変動計算書等を作成することとし、その作成方法は、連結株主資本等変動計算書等に準ずることが適当と考えた。

適用時期等

24. 本会計基準は、会社法の考え方にに基づき、会社法施行期日以後終了する事業年度から適用するものとしている。また、本会計基準は、企業会計基準公開草案第6号等に定める貸借対照表の純資産の部の表示区分を前提としていることから、同公開草案の実施時期もこの点を考慮する。
25. 中間連結株主資本等変動計算書等については、会社法施行期日以後終了する事業年度の翌中間会計期間から適用するものとし、平成18年4月1日以後開始する中間会計期間から早期に適用することができるものとした。後者については、前項のとおり、本会計基準は、企業会計基準公開草案第6号等の適用を前提としているため、同公開草案の適用時期を考慮したものである。
26. これまで当期末処分利益（又は当期末処理損失）は、損益計算書の末尾において、当期純利益（又は当期純損失）に前期繰越利益（又は前期繰越損失）等を加減して計算されてきた。これらは、株主資本等変動計算書において表示されることになるため、本会計基準を適用し株主資本等変動計算書を作成するときから、損益計算書の末尾は当期純利益（又は当期純損失）とすることとした。

以 上